

公社債利子等の道府県民税  
利子割特別徴収税額計算書

道府県民税利子割  
納入申告書 (88)

種 類	<input type="checkbox"/> 01 公社債利子	<input type="checkbox"/> 06 公社債投資信託の収益の分配		
	<input type="checkbox"/> 02 銀行預金利子	<input type="checkbox"/> 07 郵便貯金利子		
	<input type="checkbox"/> 03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	<input type="checkbox"/> 08 公募公社債等運用投資信託の収益の分配		
	<input type="checkbox"/> 04 勤務先預金等の利子	<input type="checkbox"/> 09 国外公社債等の利子等		
	<input type="checkbox"/> 05 合同運用信託の収益の分配	<input type="checkbox"/> 10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		
区分	支 払 額		税 額	
課 税	11		21	
非課税	非居住者	12		
	その他	13		
計	14			
摘要			22	

大阪府なにわ北府税事務所長様		7 県・営	8 所在地及び名称
平成	年	月	日
令和	年	月	日
特別徴収義務者番号		(所属) (電話)	
		法人番号	
処理事項	口座番号		加入者名
	00980-3-960090		大阪府会計管理者
支払金額	01		
特別徴収税額	02		
(延滞金)	03		
納入金額合計	04		
課税事務所	大阪府なにわ北府税事務所		
(取りまとめ店)	りそな銀行大阪公務部		
(取りまとめ局)	大阪貯金事務センター(集) (〒539-8794)		
上記のとおり利子割の納入について申告します。 (都道府県保管)			

★点線で切り離し、4枚1組でご使用ください。

★利子の種類ごとに作成してください。

【平成 年 月分】  
利子等の支払をした年月(和暦)を記載してください。  
法定納期限(利払年月の翌月10日)の翌日から起算して5年を経過したものは必要ありません。

【特別徴収義務者番号】  
大阪府で付与した9桁の特別徴収義務者番号を記載してください。番号が付与されていない場合は、大阪府なにわ北府税事務所までお問合せください。

【課税対象となる利払いの金額】  
平成27年12月31日以前に法人が支払いを受けるべき利子についても課税対象となります。

1枚目

公社債利子等の道府県民税  
利子割特別徴収税額計算書(写)

道府県民税利子割  
納入済通知書 (公) (88)

種 類	<input type="checkbox"/> 01 公社債利子	<input type="checkbox"/> 06 公社債投資信託の収益の分配		
	<input type="checkbox"/> 02 銀行預金利子	<input type="checkbox"/> 07 郵便貯金利子		
	<input type="checkbox"/> 03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	<input type="checkbox"/> 08 公募公社債等運用投資信託の収益の分配		
	<input type="checkbox"/> 04 勤務先預金等の利子	<input type="checkbox"/> 09 国外公社債等の利子等		
	<input type="checkbox"/> 05 合同運用信託の収益の分配	<input type="checkbox"/> 10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		
区分	支 払 額		税 額	
課 税	11		21	
非課税	非居住者	12		
	その他	13		
計	14			
摘要			22	

大阪府なにわ北府税事務所長様		7 県・営	8 所在地及び名称
平成	年	月	日
令和	年	月	日
特別徴収義務者番号		(所属) (電話)	
		法人番号	
処理事項	口座番号		加入者名
	00980-3-960090		大阪府会計管理者
支払金額	01		
納 入 金 額	税 額	02	
	延滞金	03	
合 計	04		
課税事務所	大阪府なにわ北府税事務所		
(取りまとめ店)	りそな銀行大阪公務部		
(取りまとめ局)	大阪貯金事務センター(集) (〒539-8794)		
上記のとおり通知します。 (都道府県保管)			

【金額一致欄】  
左欄「11」支払額=右欄「01」  
左欄「21」税 額=右欄「02」  
左欄「14」税 額=右欄「04」

【摘要欄】  
・マル優無効分  
利子の種類ごとに、かつ本来の利払月ごとに作成し、摘要欄には、「マル優無効分のみ」と記載してください。  
・財形非課税不適格区分(無効分)  
利子の種類ごとに、かつ本来の利払月ごとに作成し、摘要欄には、「財形不適格分」と記載してください。  
・納入不足分  
利子の種類ごとに、かつ本来の利払月ごとに作成し、摘要欄には、「納入不足分」と記載してください。

2枚目

大阪府なにわ北府税事務所長様		特別徴収者・取業取扱所等	県・营	所在地及び名称	
平成	年	月分			
令和	年	月			
特別徴収義務者番号					
処理事項		口座番号	加入者名		
		00980-3-960090	大阪府会計管理者		
支払金額	01				
納入金額	税額	02			
	延滞金	03			
	合計	04			
上記のとおり納入します。		※日計	口	領収日付印	
			円		
		※印は郵便局において使用する欄です。			
		(金融機関又は郵便局保管)			

3枚目

種類	<input type="checkbox"/> 01 公社債利子	<input type="checkbox"/> 06 公社債投資信託の収益の分配
	<input type="checkbox"/> 02 銀行預金利子	<input type="checkbox"/> 07 郵便貯金利子
	<input type="checkbox"/> 03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	<input type="checkbox"/> 08 公募公社債等運用投資信託の収益の分配
	<input type="checkbox"/> 04 勤務先預金等の利子	<input type="checkbox"/> 09 国外公社債等の利子等
	<input type="checkbox"/> 05 合同運用信託の収益の分配	<input type="checkbox"/> 10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
区分	支払額	税額
課税	11	21
非課税	非居住者	12
	その他	13
計	14	
摘要	22	

大阪府なにわ北府税事務所長様		特別徴収者・取業取扱所等	県・营	所在地及び名称	
平成	年	月分	様		
令和	年	月			
特別徴収義務者番号					
処理事項		口座番号	加入者名		
		00980-3-960090	大阪府会計管理者		
支払金額	01				
納入金額	税額	02			
	延滞金	03			
	合計	04			
上記のとおり領収しました。			領収日付印		
		(納入者保管)			

4枚目

**点線で切り離し、4枚1組でご使用ください。**  
(1枚目と2枚目は、様式の左上部をおチキスなどで接合してください)

## 納入申告書記載要領

- 1 この納入申告書には、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- 2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「平成 年 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
  - (2) 「特別徴収義務者番号」の欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
  - (3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」の欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。
  - (4) 「県・営」の欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は「営」を○で囲むこと。
  - (5) 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
  - (6) 「支払金額」の欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
  - (7) 「特別徴収税額」の欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
  - (8) 「納入金額合計」の欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

## 特別徴収税額計算書記載要領

- 1 この計算書は、「種類」の欄の種類異なるごとに各別に作成し、提出すること。
- 2 この計算書の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。
    - イ 所得税法第9条の2第1項に規定する障害者等の郵便貯金の利子、同法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
    - ロ 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
    - ハ 地方税法第25条の2第2項及び第3項に規定する公共法人等、金融機関、証券業者等、内国法人が支払を受ける利子等、信託会社が支払を受ける信託財産に係る利子等、特定の投資法人等が支払を受ける運用財産等に係る利子等
  - 二 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子
- (2) 「摘要」の欄には、合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配について法第71条の7第1項の規定により控除した利子割の額がある場合には、その旨及びその利子割の額を記載すること。